

流山市農業委員会
平成29年第4回
総会議事録

平成29年4月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成29年第4回総会議事録

1 期 日 平成29年4月25日(火)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子

5 出席委員(15名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 酒巻 孝美
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 豊島 啓行
13番 大作 榮	14番 小林 常男
15番 水代 啓司	

6 欠席委員(0名)

7 書記名 主 事 中里 友希

8 事務局 事 務 局 長 亀山 隆弘
事 務 局 次 長 秋元 学
事務局次長補佐兼農地係長 田村 敏一
副 主 査 齊藤 恒夫

9 会議目次

- (1) 議案第22号 農業委員会事務局職員の任免について…………… 1
- (2) 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について…………… 2
- (3) 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 4
- (4) 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)…………… 7
- (5) 議案第26号 土地利用集積計画の決定について…………… 10
- (6) 議案第27号 農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について…………… 12
- (7) 報告第10号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について…………… 15
- (8) 報告第11号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 16
- (9) 報告第12号 専決処理の報告について…………… 16

開会 午後3時00分

水代議長 それでは、ただ今から平成29年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は15名中15名全員で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。10番小嶋委員、11番小倉委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、中里主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。田村次長補佐。

田村次長補佐 お手元に配布させていただきました議案書の中の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第22号「農業委員会事務局職員の任免について」から、議案第27号「農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」までの6議案について、ご審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第10号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第12号「専決処理の報告について」までの3項目について、ご報告させていただきたいと存じます。

ご説明は、以上です。よろしく願い申し上げます。

水代議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

水代議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

水代議長 議案第22号「農業委員会事務局職員の任免について」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の1ページをご覧ください。

議案第22号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

平成29年4月25日提出

本案につきましては、平成29年3月31日付けをもちましての退職、並びに、平成

29年4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動があることから承認を求めるものでございます。

次に、転出する者ですが、農業委員会事務局次長の山崎哲男につきましては、定年退職でございます。

次に、転入者でございますが、農業委員会事務局次長に秋元学でございます。旧所属は、経済振興部農業振興課課長補佐でございます。次に、農業委員会事務局農地係副主査に斉藤恒夫でございます。旧所属は、監査委員事務局次長補佐で、再任用でございます。

ご説明につきましては、以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

水代議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、4月1日付けの人事異動に伴うものでございます。

本案について、原案のとおり任免することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午後3時5分から午後3時6分まで休憩)

水代議長 それでは、会議を再開いたします。

水代議長 次に、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の2ページをお開きください。

議案第23号

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

平成29年4月25日提出

議案の1番と2番につきましては、関連がありますので、一括して説明いたします。

議案の1番の権利者は、流山市大字平方の方で、職業は農業でございます。議案の2番の権利者は、流山市大字平方の方で、職業は兼業農家の方でございます。

申請がありました土地は、流山市平方の畑1筆、面積は173平方メートルでございます。申請事由ですが、農業経営の安定を図るため、互いの農地を交換するものでございます。議案案内図につきましては、1ページにございますので、合せてご参照の方お願いいたします。

続きまして、議案の3番と4番につきましては、権利者が同じ方ですので、一括して説明させていただきます。

議案の3番と4番の権利者は、議案の2番と同じ方でございます。

申請がありました土地は、流山市平方の畑2筆で、合計面積は131.1平方メートルでございます。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得するものでございます。

議案案内図につきましては、1ページにございますので、合せてご参照の方お願いいたします。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。小嶋副委員長。

小嶋副委員長 今月は、委員長に代わりまして、副委員長である私からご報告をさせていただきます。

議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は4件ありますが、関連がありますので一括してご報告いたします。

本案については、現地調査及び権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

初めに、申請地につきましては、前方の地図をご覧ください。東武線江戸川台駅の北西約1.3キロメートルに位置している畑5筆で、面積は合計で477.10平方メートルであります。

また、申請理由につきましては、2番から4番の権利者は現在会社員との兼業農家であり、相続で取得した農地で耕作しているものの、道路付けが無いことから、1番権利者である道路側所有者の協力を受け、使いやすく整形したいとのことでした。なお、前方の地図のとおり、面積の等しい部分を交換し、差分は売買により取得するとのことでした。

売買価格については、3番と4番の合計で約120万円とのことでした。

次に、申請地の畑は、投影している写真のとおり、耕起済みの状態でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、1番の権利者の耕作面積は約1.2ヘクタールで、農業従事者は2名です。2番から4番の権利者の耕作面積は約0.3ヘクタールで、農業従事者は2名です。両権利者とも、今後、申請地を含め、引き続き耕作を続けていきたいということでございます。

次に、権利移転後の作付計画につきましては、ハウレンソウや大根などを考えているとのことでした。

なお、1番の権利者につきまして、今後、耕作が出来なくなった場合には、意欲ある農業者に貸すなどするようにお願いしたところであります。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、議案第23号に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 受ける方渡される方のそれぞれ年齢とするとどのくらいですか。引き続き長く営農が出来るのかだけ確認したいと思います。

小嶋副委員長 1番の方は77歳、次の方が58歳です。

1番(小田桐委員) 4番の権利者義務者は両方とも同じ名前なので、親戚という風に考えてよろしいでしょうか。

秋元次長 親戚かどうかにつきましては、把握しておりません。

1番(小田桐委員) 合意はされていると。

秋元次長 はい。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第23号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。よって議案第23号については、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の3ページをご覧ください。

議案第24号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成29年4月25日提出

権利者は、流山市流山8丁目にお住いの方でございます。

申請がありました土地は、流山市東深井の畑1筆、転用面積は2,079平方メートルでございます。

申請事由ですが、権利者は、現在、隣接地にある社会福祉法人の理事長を務めており、その法人が営む高齢者施設において、散歩等のリハビリを実施しているところでございます。

しかし、交通量の増加から、散歩等が難しくなってきたことから、自己所有地で散歩コース等を整備したいことから、今回、運動場用地(多目的広場)の申請がなされたも

のでございます。

議案案内図につきましては、2ページと3ページにございますので、合せてご参照
いただきたいと思います。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。小嶋
副委員長。

小嶋副委員長 議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告
いたします。

今月の恒久転用案件は、1件であります。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議
いたしました。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。申請地は、東武
線運河駅の東約0.7キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となってい
ない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は売買でございまして、転用目的は運動場用地(多目的広場)を整備
しようとするものでございます。

権利者は、流山市流山8丁目にお住まいの方で、社会福祉法人の理事をされてお
り、年齢は57歳です。

申請理由については、権利者が理事を務めている社会福祉法人の営む高齢者福
祉施設利用者のリハビリ等に、これまでは運河沿いの遊歩道を利用しておりましたが、
自転車等の往来が増加してきており、危険になってきたことから、自己所有地で散歩
コース等を整備したいとのことでした。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。表
面は土砂の締め固めを行い、ダスト舗装による遊歩道や芝生広場を整備する計画で
す。土砂等の流出対策については、隣接地との境界に法を設け流出を防ぐ計画で
す。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は発生しな
いとのことでした。

申請地の現況につきましては、写真のとおりで、南側は関連施設が建っておりま
す。

次に、資金計画ですが、土地価格は約1,600万円で、整備費が約600万円で、
全額借入金で賄うとのこと、金融機関発行の融資証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条
の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金
力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案に
ついては許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当と

いう結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、議案第24号に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

14番(小林委員) この土地は1年くらい前にグラウンドをやるということで、南面が坂道になっていて取下げになって、再度上がってきた土地でよろしいでしょうか。

小嶋副委員長 2年前に出された案件で、今度は整備してありまして、

山崎委員長 前回申請が上がった時に、不備な点がございまして、また申請の計画書とかいろいろ見直されてきまして、今回新たに上がってきた議案で、私たちが精査したところ、ちゃんとした計画性を持った事案だったということで、許可相当という形になりました。

5番(増田委員) 前回私も現地行ったんですけど、東側がすごい傾斜地だったのが、今フラットになっているんですけど、土盛りしたんですか。

山崎委員長 土盛りはしてませんが、少なだからにしたような感じです。現状見ましたら、トラクターを入れればすぐ農地として使える形の状態でした。

5番(増田委員) 前回の時は、フラットにすると相当の土留めをしないとにならないような感じだったんですけど。

山崎委員長 まだ完全フラットではないんですけど、これから工事をした時に完全にするそうです。

中村委員 当初の申請は非常にいい加減な申請を上げた次第でして、現況を見た委員さんはわかると思うんですけど、これで許可になるの、これで高齢者が運動場として使用できるのかという、当然無理だという現状で継続となったわけです。

今回は、見た通りブルで整地されており、急傾斜じゃなくなり削った土で場外搬出なし、方や場外からの土の搬入も無しで、現況のある土でフラットにしますということですよ。また、申請人も一回目で懲りたものですから、地元の測量会社を採用しまして、なるべくして採用させていただいたということで、前と違って問題なくされているかなという現状でございます。

1番(小田桐委員) 2つ教えてください。

議案案内図の3ページを見ると、まず南側の関連施設とはほぼフラットな形に入ると思うんですけど、そのままずっと北側の右側、市道の角にぶつかる部分はほぼフラットということで認識してよろしいのかというのが一点。

そうだとすると、市道から下ってきた法面の一番高いところはどれくらいの高さになるのでしょうか。

中村委員 申請地の中の、ここで出入りをします。ここはフラットではなく50センチくらいの段差が付きます。ここでスロープを設けて出入りをします。

法面についても、転落が無いよう植樹を設け対策を取っています。

1番(小田桐委員) 法面の高さは、

中里主事 一番高いところの高低差としては、2メートル弱です。

1番(小田桐委員) 転げ落ちない様に対策は取られているんですね。

中里主事 申請地と道路側の間につきましては、緑地帯を設ける形になっておりますので、そこからの出入りというのは、よほど入り込めば別ですが、基本的にはできない様になっております。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第24号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第24号については、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の4ページをお開きください。

議案第25号

農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

平成29年4月25日提出

権利者は、埼玉県八潮市に住所を有する法人でございます。

申請がありました土地は、流山市美原3丁目の畑3筆、転用面積は1,713.90平方メートルでございます。

申請事由ですが、権利者は、現在、埼玉で土木業を営んでおりますが、自社所有の残土堆積場が既定の保管量を超えたことから、1年間、残土の仮置きとして利用したいということから、申請がなされたものでございます。

議案案内図につきましては、4ページと5ページでございますので、合せてご参照いただきたいと思います。

ご説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。小嶋副委員長。

小嶋副委員長 議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)」御報告いたします。

今月の案件は、1件であります。

本案についても、現地調査と権利者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。申請地は、東武線江戸川台駅の北西約1キロメートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、移転の原因は賃貸借でございまして、転用目的は資材置場を整備しようとするものでございます。

権利者は、埼玉県八潮市に本店を置く株式会社で、平成23年に設立されています。事業内容は、残土の収集運搬等です。

申請理由については、自社で所有している既存の土砂堆積場の保管量が既定の保管量を超過したことにより、仮置き場を探していたものの近隣では見つからず、知人からの紹介で申請地を借りることができることとなったことから、一年間の残土保管のために申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。申請地には、約4,400立方メートルの残土を堆積する計画です。土砂等の流出対策については、周囲を約30度の法で締固めた上にシートをかぶせて、流出を防ぐ計画です。また、排水対策については、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は使用しないとのことでした。

申請地の現況につきましては、写真のとおりで、東側は義務者の運営する駐車場、北側は義務者の自宅、西側は通路を挟んで第三者の自宅、南側は農地となっております。

次に、資金計画ですが、土地賃料は年間約360万円で、整備費が約20万円で、全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては、市残土条例が該当し、現在手続き中です。

次に、搬入出については、基本的に朝7時から夜8時までで、遅くなると9時くらいになることもあるとのことでした。また、出入りの頻度については、多い時で1日30台程度、少ない時で1日10台程度とのことでした。

なお、当初は平成30年1月31日までの一時転用として申請されておりましたが、搬出が間に合わないと違反となってしまうことから、余裕を持ったスケジュールとするよう指導いたしました。その後、申請者から期間を許可後1年に変更されています。

また、一時転用の申請であることから、期間満了後は当然農地に復元するものですが、ヒアリングの中でも再度確認をいたしました。

なお、本件につきましては、すでに着手済みであったことから、始末書が提出されています。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金

力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 御苦労さまでした。

これより、議案第25号に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

2番(吉田委員) 現地の前の道路なんですけど、何メートルくらいあるんですか。

搬入は大型でしょうか。

山崎委員長 吉田委員の質問なんですけど、左側の道は搬入路ではなくて、県道の方から入っていきます。

義務者の自宅に入っていく道ですが、かなり広い道でした。

7番(秋元委員) 全部括弧書きで一部ってなってますけど、図面で見ると確かに一部なんですけど、借りたのは周り全部借りたんですか。それとも塗りつぶしているところだけ借りて他は作るんですか。

秋元次長 斜線の部分だけ借りております。

13番(大作委員) 案内図の5ページなんですけど、この図面を見ますと富士山のように積んでいくわけですよ。高さはどのくらいの高さなのかお聞きしたいです。これから雨期に入りますから、隣の方の住宅もかなり接近しておりますし、土砂崩れとか無いようにブルーシートなどで対策を取っていただきたいと思います。要望です。

あと、この花火みたいなのはなんでしょうか。

山崎委員長 現地の写真ですと、ブルーシートとかはかかっていませんでしたが、小委員会で現地調査に行ったときには、散らからない様に綺麗に均されて、全面にブルーシートがかかっておりました。風が吹いてもバタバタしない様に、下のところは土嚢が積まれておりました。また、高さは条例の5メートル以内ということです。

計画図にある点々については、樹木です。

1番(小田桐委員) 質問というよりは要望なんですけど、農業委員会に関わる法令等では問題ないのかもしれないですけど、近隣住民からすると心情的なものもありますので、深夜の工事とか、夜9時までとかという話ですけど、なるべく地域との協調をもって工事にあたっていただきたいということだけお願いしておきます。

水代議長 それについては委員会で確認とれていますか。

山崎委員長 はい。今のところ搬入は済んでおります。

水代議長 今の説明で残土条例は手続中ということですが、許可はいつ下りるんですか。

中里主事 まだ手続き中ではっきり許可のタイミングは決まっていらないんですけど、農地法の許可に関してはここで許可相当ということになったとして、その後環境の方とタイミングを合わせて同時の許可という形になります。もし仮に環境の方が許可が出な

いということになしましたら、農地法の方も許可が出ない形となります。

水代議長 農業委員会の方で許可をすれば、環境の方でも並行して許可が下りると
いう形で捉えていいですね。

中村委員 今小田桐委員から話があった関係で、搬出についてもいえることで、近隣
に住居もあるものですから、夜9時とか、夜8時とか、その辺は常識の範疇で、せいぜ
い6時くらいがいいところではないかなと思いますので、指導していただきたいと思
います。業者さんが書類取りに来ると思いますので、搬入は9時までやっても、搬出
は常識的な時間でという指導があってしかるべきかなと思います。お願いしておき
ます。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第25号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いし
ます。

挙手、全員であります。よって議案第25号については、原案のとおり、許可するこ
とに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題とい
たします。

事務局より議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の5ページをご覧ください。

議案第26号

農地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成29年4月25日提出

議案の1番の権利者は、流山市大字西深井にお住いの方で、職業は農業の方で
ございます。移転の原因は、賃貸借でございます。対象となる農地は、流山市西深井
にあります田1筆、面積は1,021平方メートルでございます。利用権の設定期間は、
更新によるもので、本年5月から平成32年5月までの3年間でございます。本件の議
案案内図につきましては、6ページにございますので、合わせてご参照いただきた
いと存じます。

続きまして、議案の2番の権利者は、松戸市下矢切にお住いの方で、職業は農業
の方でございます。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市平方にあり
ます畑2筆で、合計面積は1,800平方メートルでございます。利用権の設定期間は、
更新によるもので、本年5月から平成35年5月までの6年間でございます。本件の議
案案内図につきましては、7ページにございますので、合わせてご参照いただきた
いと存じます。

と存じます。

続きまして、議案書につきましては、6ページをお開きください。

議案の3番の権利者は、流山市駒木台にお住いの方で、職業は農業の方でございます。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市南にあります畑3筆、合計面積は921平方メートルでございます。利用権の設定期間は更新によるもので、本年5月から平成35年5月までの6年間でございます。本件の議案案内図につきましては、8ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案の4番の権利者は、流山市三輪野山にお住いの方で、職業は農業の方でございます。移転の原因は賃貸借で、対象となる農地は、流山市大畔にあります畑1筆で、面積は1,527平方メートルでございます。利用権の設定期間は更新によるもので、本年5月から平成32年5月までの3年間でございます。本件の議案案内図につきましては、9ページでございますので、合わせてご参照いただきたいと思います。

以上、今月の農用地利用集積計画は、更新のみの4件であります。

ご説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。小嶋副委員長。

小嶋副委員長 議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が4件であります。

はじめに1番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。権利者の職業は農業で年齢は75歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は300日であります。申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

次に、2番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。権利者の職業は農業で年齢は70歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。申請地につきましては、写真のとおりで、耕起済みの状態でした。

次に、3番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。権利者の職業は農業で年齢は57歳でございます。農業従事者は3名で、農業従事日数は365日であります。申請地につきましては、写真のとおりで、耕作中の状態でした。

次に、4番ですが、本件については、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。権利者の職業は農業で年齢は69歳でございます。農業従事者は2名で、農業従事日数は360日であります。申請地につきましては、写真のとおりで、耕作中の状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第26号について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。よって議案第26号については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

水代議長 次に、議案第27号「農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の8ページをお開きください。

議案第27号

農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、流山市農業委員会の農地利用最適化推進委員に次の者を委嘱することについて、意見を求める。

平成29年4月25日提出

本案につきましては、議案書に記載の4名の者を、流山市農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、流山市農業委員会の承認を求めるものでございます。

なお、本案につきましては、選考委員会を開催し、御審議をいただいた案件でございます。

選考委員となられました委員の皆さまには、大変お疲れさまでした。

ご説明につきましては、以上です。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

水代委員長 本案について、担当委員長である私から審議結果について報告いたします。

本案については、昨年4月1日に施行された改正農業委員会等に関する法律により、農業委員会に新たに農地利用最適化推進委員が創設されたことにより、当委員会においても本年7月から委嘱する必要があることから、その選考を行うものであります。

昨年12月21日から本年1月17日まで推薦の求め及び公募を行ったところ、旧流山町及び旧八木村を中心とする第1地区には、定数2名のところ、3名の推薦及び2名の応募があり、旧新川村を中心とする第2地区には、定数2名のところ、2名の推薦及び1名の応募がありました。なお、応募者のうち1名に関しては、両地区への応募となっております。

本案の審議にあたっては、本年2月15日に農業委員会等に関する法律第17条第1項本文に掲げる要件に合わせて選考基準を定め、その基準に従い今月6日に選考を行いました。その結果、全会一致でそれぞれの地区で議案書のとおりの2名ずつという結論に達しました。

御報告は、以上です。

水代議長 なお、本案については、酒巻委員、増田委員、秋元委員、小林委員の4名に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

酒巻委員、増田委員、秋元委員、小林委員の退席を求めます。

(午後3時53分 関係委員退席)

水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

1番(小田桐委員) 1点お願いと、2点御質問なんですけど、まず1点お願いですが、私も選考委員をやらせていただいたんですけど、農家を体験したことのない私にとって、農家の方々に点数付けをするというのは大変酷な選考でしたので、選考結果を含めてオープンにしなければいけないという時節柄ではあるんですけど、皆さんの了承を頂ければ、情報請求があれば出さないわけにはいかないんですけど、積極的な情報開示というのは避けるようにしていただきたいというのが、まず1点要望です。

質問は、4名のご提案の中で全員農業委員ですから、様々なこと勉強されているとは思いますが、今度推進委員になった時に、月額報酬とか、研修とか、新しく選任される農業委員の方と格差があってはなかなかやり辛さがあるかと思っているので、処遇とかの条件というのはどのようになっているのか1つ確認をしたいのと、もう1つは、そうは言っても、制度改正に伴って新しい役目が出てきますので、具体的なものを、今事務局としてはどんな風な活動方法を念頭に入れられているのか、その辺の事務局の見解を確認したいです。

亀山局長 今ご質問の2点と最初の要望についても少し触れさせていただきたいと思います。

ご要望のあった情報公開の観点についてはですね、小田桐委員の方からも農家

の立場ではないところで非常に御苦労されたとも伺っておりますし、今私ども事務局とすると、請求が無い限りは総会の回答のみということで、その経過についてはお出ししないという立場を取らせていただきます。

それと、御質問の2点、条件についてですけど、当初、定員を決めたり地域割りを決めるときから、この議論があったかと思うんですけど、現状では、まだ不透明なところもございますけど、想定される部分については、総会における1票の権利はございませんけど、それ以外については基本的に皆様同じ活動をしていただくという風に考えております。従いまして、研修ですとかくだけたお話になりますと懇親の場ですとか、そういったところについてもこれまでと同様に、私ども事務局では考えております。

また、今後の具体的な役割という2点目のところですけど、実は国の方からも色々とお話は来ておりますけど、特に農用地の活用ということで、集積のところ非常に目が向けられているようなところもございます。場合によっては、国の方では点数制ではありませんけど、出来高みたいなのところも視野に入れているようですけど、これも日本全体を見回した場合にやはり首都近郊における地理的な条件と、山間部における条件、この辺は違ってまいりますので、一概に点数制を導入するという点については、まだ研究検討の入口の段階というところでご理解を頂いて、まずは来る7月の20日からの活動を見せていただいた上でということでご理解いただければと思います。

1番(小田桐委員) もう2つ、1つは新しい農業委員会と推進委員の体制で7月から活動する上で、現職はどうやって新しい農業委員会体制が動けばいいかということを考えなければいけないと思うんです。小委員会制だとか、総合農政、違反転用を含めですね。そういう認識でいいのか。今の現職がそこを立案するというか作って行って、バトンタッチをするということか、新しい体制でまた練り上げていくということか、その辺をちょっと聞きたいなというのが1つと、もう1つは、確かに報酬とか研修とかいろいろな場では農業委員と推進委員とは同列視をするんだけれども、そうはいつでも現職の農業委員を経験した人が推進委員になる、新しい初めての人が農業委員になる、こういう中で、上下は無いんだけど、あくまでも農業委員をサポートする役目が推進委員として、その分け方というか、おまえわからないだろって推進委員が前に出ちゃうと農業委員の立場無くなってしまうので、そこはよく検証をする必要があるのかなと考えています。その点ではどのように考えていますか。

亀山局長 2点のご質問のうち、まず初めの現職の方が立案するのか、それとも新しい方が立案して行動していくのかということですけど、今私どもの方で考えているのは、やはり現職の方が違反転用の関係ですとか、総合農政ですとか、各1、2、3の小委員会の活動ですとか、件数中身についても一番よくご理解いただいていると思っておりますので、7月までの間に、もう既に若干の素案はできておりますけど、それを現職の皆様にご提示をさせていただいた上で、揉んでいただいて、新たな委員会の方たちにバトンタッチをしていただければと、まず考えております。

それと後は、ちょっと言葉は悪いですが上下の関係、知っている知らないというところ

るですけど、その辺についても先ほど申し上げました通り、懇親の場ですとか、私ども事務局の方で一汗も二汗もかかせていただいて、その辺の情報共有ですとか、実は初めて委員になるという、議会でご承認いただいた方からも、心配のご相談受けておりますので、そうした方についても現状の仕事の内容ですとか、組織についても少しずつですがお話をさせていただいていますので、その辺私どもの方でも汗をかかせていただきたいと思います。

水代議長 ほかに御質問ございませんか。

立案しているというか青写真の中で、報酬等については小田桐委員からのご質問にもありましたが、農業委員と推進委員は同じような感覚で捉えていますか。

亀山局長 実はこの間の12月の議会の時にご提案をさせていただきまして、今16人ですけど、12人という定数を決めるということですか、報酬についても人事担当の方からですね、ご提案をさせていただいて、現状の金額ということと、後は定数を12名の4名ということでご承認を頂いているところです。

水代議長 ということは、労力的にはほぼ同じ程度というか、議決権は無いけれども、仕事の内容としてはありますよという、並行的な立場ということで理解してよろしいですか。

(なしの声あり)

水代議長 質疑なしと認めます。これより採決を行います。

議案第27号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。よって議案第27号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

関係委員の除斥を解きます。

(午後4時3分 関係委員入室)

水代議長 次に、報告第10号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の9ページをご覧ください。

報告第10号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成29年4月25日報告

斡旋依頼がありました土地につきましては、流山市西初石4丁目の畑2筆、面積は2,140平方メートルでございます。今年の1月に開催されました農業委員会総会の議案第9号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」でご承認をいただきました方の農地でございます。議案案内函につきましては、10ページになりま

すので、ご参照いただきたいと存じます。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりでございます。今後、買取り申出から3か月後の平成29年5月22日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることになります。

今月の生産緑地の買取り申出についてのご報告につきましては、以上の2件でございます。

よろしく願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

私から一ついいですか。買取り希望価格というのがとんでもない金額なのですが、こういう金額の提示というのは、その地区が宅地並みの価格なのでしょう。それとも、宅地として売買される、地価よりもはるかに高いような気がするのですが、どうなのでしょう。

この値段で農地を買う人はいないでしょうけど。

田村次長補佐 この価格につきましては、あくまでも本人からの申し出ということで、申請による金額です。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第11号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。田村次長補佐。

田村次長補佐 議案書の10ページをお開きください。

報告第11号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成29年4月25日報告

本件につきましては、昨年7月の総会で審議がなされ、昨年7月29日付けで、許可となった案件であります。この案件につきましては、先月27日に、山崎委員と小嶋委員に、ご確認をいただきました。案内図及び計画図につきましては、議案案内図の11ページと12ページでございます。最後に、現地確認した際の写真につきまして、それぞれスライドにしておりますので、合せてご参照をお願いいたします。

今月の転用許可を伴う工事完了の報告は、以上の1件でございます。

よろしく願い申し上げます。

水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 次に、報告第12号「専決処理の報告について」報告を求めます。田村次

長補佐。

田村次長補佐 議案書の11ページをご覧ください。

報告第12号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年4月25日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

今月の農地法第4条の届出のご報告につきましては13ページに記載されております件数でございます。件数は15件、内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決によりまして、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別につきましては、住宅用地が9件、店舗が2件、電柱用地、ごみ置場、公衆用道路、駐車場が各1件ございました。

今月の4条届出の合計は、以上15件、40筆、8,222.63平方メートルで、地目別の内訳では、田が6筆、2,256平方メートル、畑が34筆、5,966.63平方メートルでございました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。

今月のご報告につきましてはマンションの区分所有を除きますと46件、マンションの区分所有を含めますと全体で187件、内容につきましては、いずれも記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が178件、賃借権が8件、真正な登記名義の回復が1件ございました。

また、転用目的別では、住宅用地が177件、店舗が4件、駐車場が2件、駐車場資材置場、店舗住宅用地、住宅用地施設用地、工事車両置場が各1件ございました。

今月の5条届出の合計につきましては、議案書の最後、24ページに記載してありますとおり、187件、筆が6,094筆、面積が3,114,877.21平方メートルで、地目別の内訳では、田が3,701筆、面積が2,030,671.70平方メートル、畑が2,393筆、1,084,205.51平方メートルでございました。

今月の専決処理のご報告につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

水代議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございますか。

(なしの声あり)

水代議長 特にないようですので、次に進みます。

水代議長 以上をもちまして、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成29年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時11分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成29年4月25日

流山市農業委員会会長 水代 啓司

流山市農業委員会委員 小嶋 悦子

流山市農業委員会委員 小倉 節子